

居住支援の新たな展開

～不動産事業者の活動を中心に～

2024年（令和6年）7月9日（火）

18:30～20:00

■完全オンライン

■事前申込制（定員80名）

参加無料



2017年

新たな住宅セーフティネット制度

2017年、住宅セーフティネット法が改正され「新たな住宅セーフティネット制度」が開始。登録住宅、居住支援法人等の新たな「社会資源」が誕生しました。

居住支援は
新たな段階に

今年です！

鹿児島の居住支援
は着実に進展

2024年4月現在、鹿児島県内の居住支援協議会は4つ、居住支援法人は5つ。少しずつですが鹿児島県の居住支援は着実に進展してきました。

住宅セーフティネット法のさらなる改正

さらに今年、住宅セーフティネット法の改正が予定されています。少子高齢化、身寄りなき時代における不動産事業と居住支援はいずれも新たな段階に進みます。

このような状況下にあって、本研修会では、居住支援協議会等と連携して居住支援にとりくんでいる不動産事業者の「本音」と「現状」そして最新の住宅セーフティネット法の改正情報をお届けします



プログラム

1) 不動産事業者における居住支援の事例報告

①「居住支援に携わった不動産業者の本音」

株式会社ロータスホーム代表取締役 内田幸喜氏（霧島市）

②「徳之島の現状」

有限会社西田 西田愛香氏（徳之島町）及び とくのしま居住支援協議会

2) 居住支援新時代の到来！

最新、住宅セーフティネット法の改正情報

解説：芝田淳（特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島代表理事、一般社団法人居住支援全国ネットワーク代表理事、一般社団法人全国居住支援法人協議会理事）

3) 質疑応答

◆お問い合わせはメールでお願いします。

（担当：事務局長芝田）

shibata@npo-yadokari.jp

◆お申し込みは次のGoogleFormから

<https://x.gd/xkX8r>



参加申し込み
QRコード

主催

一般社団法人鹿児島県居住支援ネットワーク

後援

鹿児島県居住支援協議会